

## 長野県犯罪被害者等支援条例(仮称)骨子案に対する ご意見を募集します

長野県では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復や軽減、犯罪被害者等の生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の形成促進を目的として、「長野県犯罪被害者等支援条例(仮称)」の制定を進めています。

この度、条例の骨子案を作成しましたので、その内容について県民の皆様から広くご意見を募集します。

### 1 募集期間

令和3年11月19日(金)から12月18日(土)まで

### 2 閲覧方法

県公式サイトに掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/happyou/20211119public-comment.html>

また、県行政情報センター(県庁西庁舎1階)及び各合同庁舎内の行政情報コーナー、人権・男女共同参画課(県庁本館7階)においてもご覧いただけます。

### 3 提出方法・提出先

上記のホームページに掲載する提出様式に、条例骨子案の該当項目とご意見を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により

**長野県県民文化部人権・男女共同参画課**あてにご送付ください。

郵送 〒380-8570(県庁専用番号のため住所記載不要)

ファクシミリ 026-235-7389

電子メール [jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp](mailto:jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp)

※件名に「長野県犯罪被害者等支援条例(仮称)骨子案への意見」とご入力ください。

提出期限 令和3年12月18日(土)必着

### 4 その他

- お電話及び口頭でのご意見には対応いたしかねますので、ご了承ください。
- お寄せいただいたご意見は、後日、意見の概要と県の考え方を県公式サイトで公表する予定です。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしません。
- 提出様式にご記入いただく個人情報は、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

### 信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

©長野県アルクマ

県民文化部 人権・男女共同参画課 人権尊重係

(課長) 柳沢 秀信 (担当) 塚原 悠輔

電話：026-235-7106(直通)

026-232-0111(代表)内線 3744

FAX：026-235-7389

E-mail [jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp](mailto:jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp)